

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	540
	第2種電柱		830
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		770
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400
	広告塔	表示面積1平方メートルに	1,900

			つき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	960
法第32条	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	43
第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			290
	外径が1メートル以上のもの			580
法第32条	第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	960
法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
第1項第5号に掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			970
	地下に設ける通路			580
	その他のもの			960
法第32条	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	190

			つき 1 月	
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900
	標識		1 本につき 1 年	770
旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	19
		その他のもの	1 本につき 1 月	190
幕(政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	19
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	190
アーチ		車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900
		その他のもの		970

政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	960	
政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.033 を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	190	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	96	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	A に 0.023 を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.01 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.033 を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A に 0.016 を乗じて得た額	
	その他のもの	A に 0.012 を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐	建築物	A に 0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの	A に 0.012 を乗じて得た額	

車場		
政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
施設	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
備考		
<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 1件の占用料が100円に満たないものにあつては、これを100円とする。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱</p>		

のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

7 A は、近傍類似の土地(政令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第 13 号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 380 条第 1 項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の燕市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日

前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。